

会計規程

平成24年12月 1日制定

平成28年 2月20日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、長野陸上競技協会（以下この協会）に係わる会計の基準を定め会計の適性かつ公正を期すとともに、この協会の事業が円滑に運営されることを目的とする。

(会計処理の基準)

第2条 この協会の会計は、定款第4章資産及び会計に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会計の区分)

第3条 この協会の会計は、一般会計と特別会計に区分して整理するものとする

(会計事務の範囲)

第4条 この規程において会計事務とは次の事項をいう。

- (1) 予算の編成及び決算の調整に関すること。
- (2) 会計帳簿の記帳、整理及び保管に関すること。
- (3) 証拠書類の整理及び保管に関すること。
- (4) 金銭の收受ならびに支出に関すること。
- (5) 物品等の收受及び管理に関すること。

(予算の基準)

第5条 この協会の予算は、一般会計、特別会計ごとに編成する。

(補正予算)

第6条 予算の議決後に生じた事由により、既定の予算に変更を加える必要が生じたときは、補正予算を編成しなければならない。

(会計責任者)

第7条 会計責任者とは、経理部長をいう。

(帳簿等)

第8条 会計責任者は、各会計ごとに、次に掲げる会計帳簿等を備え、発生したすべての記帳事由を記入しなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 預金通帳
- (3) 収入及び、支出命令書
- (4) 物品及び、消耗品受払簿
- (5) 備品台帳
- (6) その他必要帳簿

(委任)

第9条 この協会の金銭の收受及び、支出、備品の取得は、代表理事の決済によるものとする。ただし、5万円以下の予算の執行（交際費を除く）については、経理部長に委任される。

(収入の方法)

第10条 金銭の収納に際しては、収入の証拠となる書類と照合し、収入するものとする。

- 2 収納した現金は、速やかに金融機関に預け入れなければならない。
- 3 やむを得ない事由により、前項の規定により難しい場合は代表理事の指示に従わなければならない。

(支出の方法)

第11条 金銭の支払いに際しては、支出の証拠となる書類と照合し、支出命令書により債権者へ、支払わなければならない。

- 2 資金前渡しにより支払の必要がある経費については、これを行うことができる。
- 3 前項の規定による支払いを受けたものは、金額が確定したときは、速やかに清算をしなければならない。

(帳簿等の確認)

第12条 代表理事は半期ごとに、預金通帳及び帳簿等を点検し、適正な事務処理を確認しなければならない。

(資金の借入等)

第13条 この協会の運営に必要な資金の借入及び返済は、最高限度額を定め、評議員会の議を経て、代表理事が行うものとする。

(決算)

第14条 経理部長は毎会計年度末日において決算を調整し、決算書を作成しなければならない。

- 2 代表理事は、決算書等を監事の審査に付さなければならない。
- 3 代表理事は、前項の規定により決算書に監事の意見を付して評議員会で承認を受けなければならない。

(物品等の保管)

第15条 経理部長は、物品等の管理を適性に行うため、物品及び消耗品受払簿、備品台帳を備え、管理しなければならない。備品とは購入価格5万円以上のものとする。

(備品等の廃棄)

第16条 損傷その他の理由により不用となった備品等は、理事会において不用の決定をしたものでなければ、

処分することができない。

(受贈)

第17条 この協会は、金銭及び、物品の受贈をするときは、代表理事の承諾を受けなければならない。

(事務の引継ぎ)

第18条 会計責任者が交代したときは、速やかに会計等に関する一切の書類をそえて後任者に引き継がなければならない。

(帳簿等の保管)

第19条 会計に係わる諸帳簿及び、諸証拠書類の保存年度は、7年とする。

附 則

- 1 この協会の特別積立金運用に関する規程は別に定める。
- 2 当該年度に生じた金銭の収入・支出に関する出納閉鎖の期限は次年度当初の5月31日とする。
- 3 本規程は平成24年12月1日から施行する。
- 4 本規程は平成28年2月20日から施行する。(題名変更)

旅費規程

平成24年12月 1日制定

平成28年 2月20日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、長野陸上競技協会（以下この協会）に係わる旅費等の基準を定めこの協会の事業が円滑に運営されることを目的とする。

(旅費)

第2条 この協会主催の競技大会（主体性のある競技大会）に競技役員として参加した場合の旅費は、居住地（旧市町村）から会場までの陸路計算（別表1）とし、最低旅費は500円とする。

①特別な大会については、別途定める。

2 この協会の、評議員会、理事会、専門委員長会等の諸会議及び、この協会を代表して出席する諸会議の旅費は次のとおりとする。但し全体協議会委員の旅費は加盟支部または選出団体の負担とする。

①県内の場合

イ 旅費は1項に準ずるほか、宿泊を要する場合は、2,000円を補助する。

ロ 理事長が認めたものに限る。

②県外の場合

イ 旅費は居住地最寄りの駅より会場までの旅費実費を支給する。宿泊を要する場合は、10,000円を上限に補助する。

ロ 理事長が認めたものに限る。

③ 対外競技会への派遣は前記に準ずる。

(手当)

第3条 一日につき競技会1,500円、会議1,000円とする。

(特別の会議等)

第4条 特別の事情があるときは、その都度この協会の指示を得なければならない。

附 則

- 1 現金支給については50円単位（切り上げ）とする。
- 2 本規程は平成25年4月1日から施行する。
- 3 第2条1項①の「特別な大会」とは、国際陸上競技連盟、日本陸上競技連盟並びに日本陸上競技連盟協力団体が主催し、この協会が主管する大会等をいう。
- 4 本規程は平成28年2月20日から施行する。

別表1

- ① 陸路計算の場合の単価は1km30円とする。
- ② 陸路の距離計算は、長野県旅費基準表を準用する。
- ③ 居住地（市町村）は、郵便番号による地域区分とする。
- ④ 三才山トンネル及び新和田トンネルは、1,000円加算する。